

移動と漂流史料における民族の接触と文化類縁関係 －与那国島と台湾－

黄智慧¹ (稻村務訳)

Ethnic Contact and Cultural Affinity as Seen in the Historical Documents Concerning Population Drifting and Movements: The Case of Yonaguni and Taiwan

Chih-huei Huang (Trans. Tsutomu Inamura)

要 旨

本稿は人々の漂流と移動に関する3篇の史料から、15世紀末～19世紀初頭における沖縄の八重山群島と台湾の間にあったと思われる民族の接触と文化類縁関係について検討することを目的としている。まず、一篇は朝鮮の濟州島民が与那国島から八重山群島に漂流した時の見聞の記録について、筆者は生活技術、社会制度と農耕文化において台湾東海岸の民族との類似性を確認した。二つ目の史料である八重山群島の編年史の記録のなかに17～18世紀初頭、八重山群島と台湾の渡航は比較的平和で、台湾は逃亡者や漂流者にとって安住の地であったと筆者は考えた。三つ目の史料から八重山の当局は「唐船」の密輸を取り締まる規程のなかに、宣教師の密航やキリスト教物品の密輸の取り締まりの対象に台湾から来た船が指定されており、ここから当時の双方の緊張した関係が推察できる。台湾東方の島々の間には目的を持たない漂流あるいは目的を持った人の移動があり、様々な国境を越えた社会的、文化的交流があったと結論付けることができ、今後、環東台湾海の島嶼民族史を再構築することは重要な研究課題となってくる。

キーワード：台湾、与那国島、漂流史料、海上の道

I 序：海上の道

まず、台湾島の中のオーストロネシア語族^{脚注1}系の民族と周囲の民族の関係を考えてみた時、台湾の島嶼的な特性から、人々は必ず海路を経て往来してきたという事実がある。海の地理的な位置から言えば、台湾は東北アジアと東南アジア、アジアとオセアニアのまさに結節点に位置している。そのため人々の往来した海上経路は多様なルートを含んでいる。西側の漢民族と台湾の間の人の移動と往来について書き残された文献は最も多いが、これを除いたその他の経路に対する

¹ 台湾・中央研究院民族学研究所助理研究员

[訳注1] 原文は「南島語族」で具体的には台湾の原住民族を指している。語族とは言語学上の区分であり、同語族に含まれる人々は太平洋の島々やマダガスカルにまで分布しており、日本でも「南島語族」という語はかつては使われていたが、現在はオーストロネシア語族と呼ぶのが一般的である。

る理解と認識は大変限られている。特に台湾の東北に位置するすぐ隣の琉球列島の住民と台湾のオーストロネシア語族の人々とがどんな関係にあったのかは、民族史上の空白の一ページとなっている。

台湾の東北方向に位置する琉球列島は大小160あまりの島々から成り、これらの島々は日本の九州から台湾の間に、南北に細長く弓形に並んでいる。琉球列島の中で、最も台湾から地理的に近いのが南部の八重山群島で、11の有人島があり、緯度はすべて台北よりも南に位置する。八重山群島の最西端は与那国島（北緯24度27分、東経122度56分）で、台湾東部の宜蘭との距離は110キロメートルしかない。八重山群島と台湾は同じく黒潮の流れるところに属し、自然条件から民族間の移動は十分可能である²。この課題を追求するために、筆者は以前に口頭伝承資料から与那国島の起源神話を検討したことがあり、またフィールドワークによる資料から20世紀以降の与那国島と台湾の間の往来について、その密接な関係を論じたことがある〔黄智慧1993, 1994〕。本稿は、歴史上の人の移動と漂流という視点から、両者の間の社会・文化的関連を考えようとするものである。

こうした視点を取るのは、航海や造船の技術がすでに相当発達している時代、正史あるいは野史を問わず、与那国と台湾の間の明確な意図を持った往来の文献記録を目にする事はないが³意図的でない、あるいは意図的か意図不明な海上漂流事件は、むしろ沖縄側の史料の中に頻繁に現れる主題であり、琉球王国の政治機能や海上交通史、社会生活などの研究に大変高い歴史学上の研究価値をもっているからである〔高良1987:12-13〕。その中で、直接に与那国島と台湾の漂流の記録はそう多くはないが、筆者は幸いにしてまとめた史料を手にすることことができた⁴。まず、このテーマに入る前にいくつかのまだ論じていない史料があり、その中には極めて豊富な民族学的情報が含まれていることが分かった。本稿の目的は3篇の沖縄の側に残された漂流と移動にかんする史料から、与那国島と台湾島にあったと思われる相互交渉と認識の関係を検討し、さらに両者の民族接触と文化の類縁関係を検討したい。

方法論的な問題として、過去の両地の間の人々の社会と文化の関連を論じる場合の、一つの重要な問題は、時系列にして照らし合わせする必要がある。言い換えれば、同一の時期の相關史料を比較ないし対比してはじめて直接的に論証できるということである。しかし、台湾島のオーストロネシア語族は文字を発展させておらず、歴史の舞台において漢人による記録も少ない。ゆえに、台湾の渉外史を再構成するには、台湾以外の史料を借用ないし解読することはとても重要である。同じように与那国島も文字を発達させなかつたので、この二つの無文字の民族の間の往来や接触については、第三者が残した文字記録を糸口にして、ようやく探ることができる。この500年の間に、ヨーロッパ人は全世界の大部分の無文字の民族の生活領域に入り込み、大量の記録を残している。人類学者はこれらのヨーロッパ人の探検、宣教、貿易、戦争などを主題とした文献から無文字民族と外界との往来の歴史を描くことにかなり成功している〔e.g. Wolf 1982, Sahlins 1985〕。以下、本稿が扱っている問題はこれらに近く、3篇の史料の主題もまた15世紀から19世紀の人々の漂流と移動に関連し、東シナ海、東アジア地域の島嶼社会間の特有な歴史的

² 黒潮文化圏の仮説は、日本の学界において長い研究上の伝統がある。黒潮文化の会（1980）参照。

³ 馬淵東一はかつてこのことについて嘆いたことがある〔馬淵1974（1952）:485-492〕。

⁴ 歴史学者の梁嘉彬はかつて航海記録（漂流記録も含む）を利用して『隋書』にある「流求」が現在の台湾ではなく、琉球列島に相当することを証明した〔梁嘉彬1965〕。

現象である。

II 朝鮮の濟州島の漂流者のみた与那国島

15世紀以前の与那国島から八重山諸島には、既に人がいたことは疑いをいれないが、この地域では文字が発達していなかったので、残された記録がない。北方の琉球王国はまだこの地域の統治体制を確立していなかったため、琉球王国の関連史料の記載はこの地域まで及んでいなかった⁵。

しかし、1477年に濟州島民の一一行が思いがけず海上で遭難し漂流したため、与那国島を含む当時の琉球の社会・文化の諸相について生還者の見聞の口述記録が偶然に残されている。この筆記記録は朝鮮李朝の『成宗大王實錄』第105巻のなかにある。

その事件とは、1477年（成宗8年）2月1日に濟州島に住んでいた農民である金非衣などの一一行10人が、かんきつ類を載せて濟州島から都城に北上する予定で出帆したが、楸子島に向かう途中で、暴風に遭い14日間海上を漂流し、結局わずか3人が与那国島の漁民に助けられ、残りは溺死したというものである。この3人は与那国島民から親切に世話をしてもらい、言葉ではコミュニケーションを取れなかったが、各民家に代わる代わる養われた。記録の中には「思念郷土常常涕泣」（故郷を思い常に泣く）や島民が新しい稻を抜くと稻藁が東に吹き飛ぶとあり、これは稻が実るのを待てば帰ることができると喻えている。果たして7月の夏が来て稻が成熟してきた時、南風が吹き、その風力によって、酒と食糧を積み込んだ。島民は小舟に乗って彼らを比較的大きい西表島まで護送して、数日滞在した後、与那国島まで帰った。その後、朝鮮の漂流者たちは西表島で5ヶ月ほど船を待って、波照間島、黒島、新城島、多良間島、伊良部島、宮古島を転々とした後、琉球王国の船舶に乗って、1478年6月に沖縄本島の首里王府に到着し歓待を受けた。この後、3ヶ月ほど首里に滞在し、交易にきていた九州博多の商船に、琉球王府が委託して朝鮮に送り届けられた。彼らは1479年の5月に博多を経て朝鮮の塩浦に着き、6月に役人に促されてこの記録を作成した。文体は当時の漢文書を使用している。

濟州島民が述べる各島の見聞記録のうち、彼らが救助されて岸に上げられ、最も長く滞在した与那国島についてのものが最も詳細である^{訳注2}。

島の名は閔伊是麼（其の俗、島を謂いて是麼と為す）なり。人家、島を環りて居る。周囲は二日程可り。島人は男女百余名なり。草を刈りて廬を海浜に結び、俺等を将て住止せしむ。俺等、濟州を發してより、大いに風ふき激浪頬を過ぎ、水、舟中に満ち、舷の浸らざる者、數板なり。金衣非・李正・瓠を操り水を掘みて之を去る。姜茂は櫓を執る。余は皆、眩暈して臥し、炊爨すること能はず。勺飲、口に入れざる者、凡そ十四日なり。是に至り、島人、稻米粥及び蒜本を將

⁵ 琉球王国の最も早い正史の記録は、1650年の向象賢による『中山世鑑』になる〔曹永和 1988a:283-312参照〕。

〔訳注2〕原論文および原註にはこの箇所（与那国島の部分）の引用で中央研究院の歴史語言研究所の傅斯年図書館所蔵の『成宗大王實錄』が引用されている。また、著者は「朝鮮の濟州島民の漂流記録は沖縄研究の関連出版物においてよく引用されているが、ほとんどの引用文が不完全ないし誤っているという問題がある」と批判しているが、この論文が発表された1997年当時から現在の琉球史研究はかなりの進歩を遂げており、状況はかなり異なっている。そのため訳者の判断で本稿では著者の引用文ではなく、『朝鮮王朝実錄 琉球史料集成』（池谷・内田・高瀬（2005a 訳注篇:228-231）cf.2005b 本文篇:59-61）の書き下し文を採用した。書き下し文には多数の註と読み仮名が付いているが、史料考証が目的ではないので割愛した。同書の底本は韓國国史編纂委員会編『朝鮮王朝実錄』1986年、である。比較してみるとたしかに傅斯年図書館本では誤写と思われる箇所を9箇所（下線部、巻末参考欄）くらい見出すことができるものの、本論文の主旨を変えるものではない。

て來饋し、其の夕より始めて稻米飯及び濁酒・乾海魚を饋す。魚名は皆知らず。留まること七日、人家に移置す。輪次、饋餉す。一里饋して訖れば輒ち次里に遞送す。一月の後、俺等を三里に分置し、亦た輪次、饋餉す。凡そ酒食を饋餉すること一日に三時なり。

一、島人の容貌は我が國と同じ。

一、其の俗、耳を穿ち、貫くに青小珠を以てし、垂ること二、三寸許りなり。又、珠を貫ぬき項を繞ること三、四匝垂ること一尺許りなり。男女同じ。老者は否らず。

一、男女皆徒跣にして鞋無し。

一、男女は髪を絞し、屈げて之を疊む。束ねるに苧繩を以てし、髻を項の辺に作る。網巾を着せず。鬚長は脇を過ぐ。或いは絞して髻を繞らすこと数匝なり。婦人の髪も亦た長し。立てば則ち跟に及ぶ。短き者も膝に及ぶ。髻を作らず、頭上に環統し木梳を髻に横挿す。

一、釜鼎、匙筋、盤孟、磁・瓦器無し。土を搏して鼎を作り、日に曝して之を乾かし、熏するに藁火を以てす。炊飯すること五、六日にして輒ち破裂す。

一、専ら稻米を用う。粟有りと雖も種うるを喜ばず。

一、飯は盛るに竹筍を以てす。搏して丸と為す。拳大の如し。食案無く、小木几を用う。各々人前に置く。毎食時、一婦人筍を主り、之を分つ。人ごとに一丸なり。先づ木葉を掌中に置き、飯塊を以て葉上に加えて之を食す。其の木葉は蓮葉の如し。一丸尽くれば又一丸を分つ。三丸を以て度と為す。能く食する者は丸数を計らず、隨いて尽くれば隨いて給す。

一、塩、醤無し。海水を以て菜と和し羹を作る。器は瓠子を用う。或いは木を割りて之を為る。

一、酒は濁有りて清無し。米を水に漬け女をして嚼ましめて糜と為し、之を木桶に釀す。麴糱を用いす。多く飲みて然る後微かに酔う。酌むに瓢子を用う。凡そ飲む時は、人ごとに一瓢を持ち、或いは飲み或いは止み、量に隨いて飲む。酬酢の礼無し。能く飲む者には又爵を添う。其の酒甚だ淡し。釀して後、三、四日にして便ち熟す。久しければ則ち酸す。芻を用いす。

一、肴は乾魚を用う。或いは鮮魚を刲切して膾と為す。蒜・菜を焉に加う。

一、或いは米を漬け歩臼に擣き、搏して餅と為すこと櫻大の如し。櫻葉に裹み藁を以て之を束ね、烹て之を食す。

一、其の居は、率ね一室を作り、房奥の戸牖無し。前面は稍軒挙がり、後面は簷、地に垂る。蓋するに茅を用う。瓦無し。外に藩籬無し。寝るに木床を用う。衾褥無し。藉くに蒲席を用う。居る所の室の前に別に樓庫を立て、以て収むる所の禾を貯う。

一、俗に冠帶無し。暑には則ち或いは櫻葉を用て笠を作る。状、我が國の僧笠の如し。

一、麻、木綿無し。亦た蚕を養わず。唯だ苧を織りて布を為る。作る布は直領の如し。而れども領及び襞積無く、袖短くして闊し。染むるに藍青を用う。中裙は白布三幅を用い、統べて臀に繫ぐ。婦人の服も亦た同じ。但だ内に裳を着す。而れども中裙無し。裳も亦た同じ。青に染む。

一、家に鼠有り。牛・鶏・猫を畜す。牛・鶏の肉を食せず。死すれば則ち輒ち之を埋む。俺等云う『牛・鶏の肉は食す可し。埋む可からず』と、島人、唾して之を哂う。

一、山に材木多く、雑獸無し。

一、飛禽は惟だ鳩と黄雀のみ。

一、昆虫に亀・蛇・蟾・蛙・蚊・蝙蝠・蜂・蝶・螳螂・蜻蜓・蜈蚣、蚯蚓・螢・蟹有り。

一、鉄冶有り。而れども耒耜を造らず、小鋤を用て田を剔り草を去りて以て粟を種う。水田は、

則ち十二月の間、牛を用て踏ましめ播種す。正月の間、移秧す。鋤草せず。二月、稻方に茂る。高さ一尺許り。四月、大いに熟す。早稻は四月刈るを畢り、晚稻は五月方に刈るを畢る。刈るの後、根荄復た秀で、其の盛ること初めに愈る。七、八月、収穫す。未だ穫せざるの前、人皆謹慎す。言語すと雖も亦た厲声せず、口を蹙めて嘯を為さず。或いは草葉を捲きて之を吹く有れば、杖を以て之を擬して禁ず。収穫の後は乃ち小管を吹くも、其の声甚だ微細なり。

一、穫する所の稻は稈を連ねて之を束ね、樓庫に置く。竹枚を以て之を鑷し、春くに歩臼を以てす。

一、草及び禾を刈るに鎌を用い、研るに斧・鏟子を用う。又、小刀あり、弓矢・斧戟無し。人、小槍を持し起居に於ても舍かず。

一、人死すれば則ち棺中に坐置し、厓厂の下に置き、之を埋むるに土を以てせず。若し厓厂広ければ、則ち五、六棺を並べ置く。

一、其の土、温燠なり。冬も霜雪無し。草木は彫せず、又冰無し。島人、單衣二を着す。夏は則ち只だ一を着す。男女同じ。

一、蔬に蒜・茄子・真瓜・蹲鴟・生薑有り。茄子は茎高三、四尺なり。一たび種うれば則ち子孫に伝え、結実すること初めの如し。太いに老ゆれば則ち中ほどに之を研る。又、芽薑を生じて結実す。

一、木に烏梅・桑・竹有り。

一、果に青橘・小栗有り。橘は四時開花す。

一、灯燭無し。夜は則ち竹を束ねて炬と為し、以て之を照らす。

一、家に溷廁無し。野に遺矢す。

一、布を織るに簇杼を用う。模様は我が国と同じ。其の他の機械同じからず。升数の麿細も亦た我が国と同じ。

一、地を掘り小井を作る。水を汲むに瓢罌を用う。

一、舟に柁棹有るも櫓無し。但だ風に順いて帆を懸くるのみ。

一、其の俗に盜賊無し。道に遺を拾わず。相い詈罵喧鬨せず。孩児を撫愛し、啼泣すと雖も焉に手を加えず。

一、俗に酋長無し。文字を解せず。俺等、彼と言語通ぜず。然れども久しく其の地に処り、粗言う所を解す。俺等、郷土を思念し常常涕泣す。其の島人、新稻の茎を抜き旧稻に比べて之を示し、東向して之を吹く。其の意は蓋し『新稻、旧稻の如くにして熟すれば當に發還すべし』の謂いならん。

凡そ留まること六朔、七月晦に至り、南風を候ち、島人十三名、俺等を將て糧及び酒醪を齎し、同に一船に騎し、行くこと一昼夜半、一島に至る。島名は所乃是麼なり。…

(下線は訳者挿入、卷末参照)

史料に述べられているように、与那国島は朝鮮の漂流者が救助された場所であり、それはまた最も長く停留したところでもある。それゆえ、与那国島の描写は最も詳細であり、全記録の約三分の一を占める。また、濟州島の漂流者は与那国島の社会の諸相を記憶の基準としており、沖縄南部のその他の島々の見聞もまたこの記載を基に特殊なところを述べており、往々にして「閨伊

島と後は同じ」とか「おおよそ閨伊島と同じ」と書いて終わっている。例えば、身体装飾について漂流者による西表島の記載は「婦人は鼻の両側を穿ち小さな黒い木を通しておる・・（中略）・・足には連なった小さな青珠を巻いている」、波照間島では「男女は耳を穿ち小さな珠を通して、珠の飾りを頭に掛けている」、新城島では「腰のところとすねのところに青珠を巻く習慣があり、男女同じである」といった記述がある。しかし、この「青珠」を中心とした身体装飾は宮古島以北のものであり、沖縄本島より北ではみられない。

次に生活技術や農作物については、八重山群島のその他の島々と与那国島はほぼ同じである。しかし、彼らは作物については若干の違いに注意しており、それは他の島々の大部分では水田稻作がないということである。西表島では「粟が稻の三分の一を占める」、波照間島では「黍、粟、麦があり、水田ではなく、米は島との貿易による」とあり、粟を植える暦も「十月に粟の種まきをして、二三月に収穫し、これをまた植えると七、八月に収穫できる」と記載されている。その他、新城島、黒島も波照間島同様に粟しか植えておらず、米は西表島（この島は八重山群島のなかで最も面積が広い島）との貿易で得ていた。ゆえに、与那国島は八重山群島のなかでもごく少数の米を自給できた島であり、この点は今日でも明らかことで、与那国島には小さな山や沼があつて、地下水源が豊富であり、他の小島よりも稻を植える条件がそろっていることができる。

北のほうに行くと、宮古群島に属する多良間島では「黍、粟、麦があり、稻はない」とあり伊良部島（伊羅夫島）では「黍、粟、麦があり、稻もある。稻は麦の十分の一・・（中略）・・で酒を釀すのに米麹として用いる」とある。宮古島に到ると、「稻、黍、粟、麦」があり、米麹として酒に用いるが「炊飯には鉄の鼎を使い、それは脚のない釜に似ているが、琉球国との貿易による」とあり、宮古島が当時王府のある北の沖縄本島に既に密接な関係を持っていたことが窺える。

宮古島の一行は済州島民を琉球王府の首里まで護送した後、国王に特別に青や赤の綿布を特別に褒美として貰い、酒や肴のもてなしを受けた。宮古島の人は「一日中酒に酔った」とい「頂いた綿布で服を作った」とされ、1ヶ月停留した後宮古島へ帰った。その後、済州島民は王府のあった首里から、また八重山諸島、宮古諸島の千差万別の巨大な王府の組織を目にし、市場では唐人、南蛮人、日本人が貿易や商売をする情況をみた。記録のなかでは、当時の王（尚真王）は幼く、母が摂政を務め、彼らが見た歳時年中祭儀など当時の琉球王国の関連史料との考証でもかなりの部分で符合しており、資料としての信憑性を増している。

この史料が15世紀の琉球列島の社会や文化の諸相を研究する最も重要な材料であることは間違いない。漢籍に述べられた情報から、我々は当時の各島の社会や文化が相互に連動した様子を推察することが出来る。済州島民による与那国島の記述が最も多く、衣、装飾、頭髪、食事、飲み水、酒造り、布作り、鳥類、昆虫、獣、作物の植え方、農具、船、禁忌、埋葬、建築などの生活について、細やかな観察がある。これらの記録は与那国島に代表される八重山群島の一般的な生活形態を説明するとともに、「文化」の類型をいうこともできる。この種の社会・文化的類型は、むしろ南方の民族に比較的近い（後述する）。

彼らは冶鉄をするとはいえ、技術は未発達であった。比較的大型の鉄器については北方から南方への貿易によらなければならず、宮古島ではすでに鉄鍋で炊飯を行っていたものの、与那国島では簡単な土器が使われていた。また、宮古島ではすでに識字がすすんでおり、琉球王府の属地

となっていたが、与那国島ではまだ無文字社会の状態があった。琉球側の史料の記載を参考すると〔仲宗根 1993参照〕、南部の宮古島から八重山群島は1390年に首里王府に最初の朝貢を行ったが、当時双方の言語は全く通じなかつた。琉球王は20名の聰明な若者を選び王府に3年住まわせ、言葉を学ばせた後、双方の往来が始まったのだという。また、地方の史料に記載されているところでは、16世紀初頭に石垣島から与那国島まで琉球王国への反乱暴動事件が発生しており、王府は終に軍隊を以てこれを平定した。それゆえ、この漂流者の記録は与那国島が王国に征服される前の記録であり、南部諸島と沖縄本島の社会的文化的類型には大きな隔絶があつたということが見て取れる。これらの史料が描く当時の各島の鉄器、文字、綿布などの国家の「文明」形態⁶の発展は、社会・文化の発展の相互に連動した様子からみて、北から南のルートをとつたようである。

これらの史料について、比較の観点から、筆者が提起したい問題は、15世紀以前の与那国島に代表される南部諸島は上述の文化類型に属していたが、では台湾のオーストロネシア語族の人々の社会や文化との類縁関係があるかどうかということである。さらに、沖縄本島を代表とする北方系統の文明形態はなぜ継続的に南下、あるいは西進し、台湾島まで来ることはなかったのか？後者の問題は本稿でも後に討論を続けたい。前者の問題については、同時期の台湾オーストロネシア語族の社会・文化にかんする文献がないので、直接の比較対照をする方法はないが、こうした直接的な対照ではなくとも、筆者は比較的それに近い地域や時代の台湾の東海岸の民族の社会・文化的記録、また民族植物学、考古学の分析によっていくらか有意義な考察ができると思われる。

歴史上、台湾の東海岸の民族的集団の社会や文化について、オランダ人、スペイン人、漢人を問わず、詳細に比較可能な記録を残してはいない。ただ、一つだけ全くの偶然にとられた、1803年台湾東海岸の秀姑巒渓口に漂着した日本の北海道の漁船「順吉丸」の船長（彼は唯一の生還者でもある）の非常に貴重な口述記録がある⁷。本論文では筆者は1939年の台北帝国大学図書館内の台湾愛書会が再版編集した、『享和三年癸亥漂流臺灣島之記』と題される史料に依ることとする。文献中に記録されている民族的集団は東海岸のクバラン人^{訳注3}と秀姑巒渓口のアミ人とタイヤル人である。同船の漁民が秀姑巒渓口に停留した時間は4年に及び、そのため当地の社会・文化の描写は極めて詳細である。その口述記録によると、当地の男女は皆長髪で、頭に苧麻の縄を巻き、文字はなく、酋長もおらず、家屋（図からみて一室しかない）のほかは、高床倉庫がある。便所はなく、屋根は萱、茅で葺いており、これらの描写は与那国島と酷似している。

器物からみると、当地では刃物、釜、斧、火縄銃などの金属器、漢人との貿易で得た陶器、タイヤル人との交易で得た弓、自家製の土杯の一種を除くと、土鍋は付近の村落で作ったものであ

⁶ 筆者の「文明」の見方については、チャイルド（V.Gordon Childe）の古典的定義を用いている。彼によればヨーロッパは新石器革命と都市革命後、文明段階に入り、その基準は定住農耕、家畜飼養、定住の他、都市、職業分化、社会階層、税制、公共の建築、文字の確立を含んでいる〔参照 Childe 1957:341-345〕。

⁷ 「順吉丸」の一行は9人であった。1802年の11月に函館を出発し、予定では四日市に荷物を運ぶことになっていたが、強風に遭い転々としながら南方へ流された。台湾東部海岸に漂流した時まずクバラン人と会い、その後、秀姑巒渓口（現在の大港口）のアミ人に温かく迎え入れられたが、結局、文助という船長だけが生き残った。4年を経た後、文助は瑠璃、枋寮、鳳山、台南、廈門を点々とさせられた。その後1811年に長崎に戻り、役所で詳細に詰問された。秦貞廉によってこの記録は書物として編集された〔参照 秦貞廉1939〕。

〔訳註3〕中国語では民族的集団（「族群」（ethinc group））を「○○人」と表現し、近代國家が「民族」と認定した人々以前の集団として区別し、認定された「民族」の場合「○○族」と呼ぶ場合が多い。本稿ではこの慣例に従う。

る。言い換えれば、18～19世紀の外部との接触後の当時は、台湾東海岸ではすでに鉄鍛冶は行われておらず、みな交易によって得ており⁸、また近隣の部族との交易もかなり頻繁であったことがわかる。しかし、米飯などの主食にかんして記録のなかでは、食事の時は竹籠のなかに入れてあって、手でこれを握って食事をするといったところは、朝鮮人の記録した与那国島の人についての記録「飯を竹笥に盛る…」という様子と非常に類似している。

この他、当地のアミ族の酒の醸成法が与那国島の嗜み酒の方法と似ている。当地では粟を蒸した後「夷等家内の者残らす押て能々口を洗わせ、相集て是を嗜むなり」その後、水を貯めた桶のなかに入れ、10日あまりおいて酒を作る。また、与那国島民と同じように、米を臼で搗いて餅を作る。農作物については、秀姑巒渓口では粟、稻を植えており、間はサツマイモ、サトイモを食べている。その節は次のようにある。「粟のみ一作なれば、夷人粟を刈り終る毎に一年終りたりといへり」また「稻も田なければ畑に植付、初作は季冬より初春の頃までに植終り、五月に至りて是を刈収し、直に再植をなし、九十月の頃熟して是を刈採る。然も君長といふ者なれば、貢物といふ事もなく、皆己々が作り取とする事也」、この記録からは稻の作付け時期について与那国島とかなりの程度類似していることがみてとれる。また、封建制度にあった江戸時代の漁民の目から見ると、当地には君主による統治制度がなく、貢納などの社会制度もなかったので特にこのような記載がある。

1803年の漂流記録の後は、20世紀初頭の台灣總督府臨時台灣舊慣調査會が出版した報告書には明確に東海岸のアミ人の記録がある。彼らは伝統的に稻（陸稻）、粟、黍、芋などを植え⁹、そのうち陸稻は二期作である。旧暦12月に種を植え、手鍬を使って土を掘り、5月に収穫し、すぐさまその古い株の傍らにまた種をまいて10月に収穫する。粟も同様に旧暦12月に種をまき、手鍬で土を掘り、5月には収穫を始め、収穫後は屋内外か高床式倉庫に納める〔台灣總督府臨時台灣舊慣調査會 1915:32-35〕。その他、粟の収穫のときに若干の禁忌がある〔台灣總督府臨時台灣舊慣調査會 1913:10, 16, 1915:173〕。これらの記録から、当地の稻、粟の耕作暦や農具の使用が八重山群島と似ていることがわかる。

稻作の問題に触れておくと、民族植物学者の佐々木高明が与那国島の稻作の変遷について仔細に分析、比較したことがあった〔佐々木 1984:29-66〕。彼は前述のアミ族についての漂流記録や台灣總督府の調査記録について触れてはいないが、民族植物学的分析の過程から、与那国島の稻作形態とオーストロネシア語族の稻作形態がよく似ているという同様の結論を導き出している。濟州島の漂流者の記録からは、与那国島では稻と粟が同時に存在し、西表島では明確に稻7割、粟3割という比率まである。また、波照間島、新城島では以前は粟が主食で、米は交易によって得ていた。漂流記録のなかの稻の作付けの時期について、佐々木は他の関係史料から、中世の当地の稻作は冬稻類型の一種であり、与那国島と同様に「十二月植え付け、四月収穫」という稻作形態であったと考証している。これは台湾島とその周辺地域では冬が湿潤で夏が乾燥しているという気候に適応した作物であるということである¹⁰。またこの種類の稻作暦と粟の耕作暦は実際

⁸ 漂流記の中では村の中で商売を営む漢人が描かれており、彼らの生活形態は土地の人とは明確な違いがある。例えば商人はランプを使い、文字を読めるが、土地の人は松明を使っている〔秦貞廉 1939:14, 34〕。

⁹ 同書は水稻についても記録している。しかし、水稻の種まきは比較的遅く、旧暦11月中旬にまき、5, 6月に収穫する。そしてすぐさま5月に種をまき、10月に収穫する〔参照 台灣總督府臨時台灣舊慣調査會 1915:30-32〕。

¹⁰ 劉益昌氏の指摘に感謝したい。台湾島の東部と北部のみがこの類型に属するというべきである。

にたいへん類似しており、基本的には「粟作」主体の雑穀栽培農業の系統であり、そこから発展してきた「稻作」形態である。また、八重山群島その他の島嶼の粟作暦と収穫の時の禁忌をよく検討してみると、台湾のブヌン族（馬淵東一の1937年の報告）、ヤミ族（奥田或などの1941年の報告）、ルカイ族（佐々木自身の1976年の報告）の粟作の過程とよく似ている¹¹。つまり、佐々木はこの時期の与那国島の稻の品種と近代以後に沖縄北部から伝播してきた稻の品種は異なるものと考え、南島の諸民族の粟作と密接に関連した冬季稻作型の品種であると考えているのである。農具からみて、佐々木は「小鋤」による農耕方法は、東南アジアに典型的によくみられる堀棒耕作文化だとして、粟やイモ類の耕作やそれに伴う漁労に適しているとしている〔佐々木 1973:51-87〕。この点にかんして、前述のアミ族の手鋤耕作はまた同類型の農具であると筆者は考えている。

また、渡部忠世が八重山群島の在来の稻の品種で行ったフェノール反応による分析の結果〔渡部 1984:67-91〕によると、インドネシアのハルマヘラ島、マルク諸島、スラウェシ島、スンダ列島の稻の測定結果と同じであったという。台湾山地の陸稻の品種の分析結果がないものの、1928年に磯永吉が報告する台湾山地原住民が栽培する所謂「南洋系」の水陸兼用の稻の品種は彼の調査した八重山群島の在来種と同じであると考えている。それゆえ、彼は八重山群島の在来品種は南方から北上してもたらされた品種であり、台湾山地の稻と同じであるというだけでなく、スンダ列島から直接もたらされたのではなく、台湾を経由してきた可能性が強いと推測している。実際、前述の民族植物学者の稻の研究と八重山地域の考古学者の意見は一致している〔仲宗根 1992〕。考古学の発掘調査の結果すでに知られているのは、日本以北の縄文文化、弥生文化の南限は沖縄本島までである。南部の宮古群島と八重山群島は、地層や出土物を問わず八重山群島の方が宮古群島よりも古く、先史時代の文化の源流の議論では、北の宮古島は南の八重山群島の延長線上にあると考えられている。つまり、こうした耕作文化の類型の発展過程からみると南から北のルートをとった傾向が比較的強い。このような発展の方向は前述した北から南への文明の発展の方向とはまったく逆である。

前述した推論および1803年の秀姑巒渓口の漂流記録から二十世紀初期の当該地域の記録、1477年の濟州島民の描写する与那国島の社会・文化の形態からみて、台湾のオーストロネシア語族と類似したところがあることは間違いない。二つの漂流記録には大きな時間差があり、その間に社会・文化の変遷が生まれたとはいえ、外来文化の強烈なインパクトがない情況のなかで、自然条件に生活様式を最も適応させ、歴史が何年あっても容易には変わらなかった。さらに、19世紀末に日本の民族学者が台湾に来て原住民を調査した最も初期の調査でも、いくつかの類似した特徴があり、そのことを再認させてくれる。例えば、伊能嘉矩と栗野伝之丞が記録したブヌン族、ツォウ族の口噛みの酒の釀造法がある〔伊能・栗野 1900:122〕。また、鳥居龍蔵もまた、蘭嶼のヤミ族の家屋の屋根が前七分、後三三分の比率で一方が長く、萱葺きで、倉庫が別になっている住居の形態であったこと、また、婦人は髪が長く麻縄で頭の上にそれを結い、竹の櫛を挿し、身体装飾は耳飾りや手足に飾り物を付け、首には様々な色のネックレスがあつたこと、などを記録している〔鳥居 1976 (1902):284-328〕。台湾のオーストロネシア語族の社会制度と文化は19世紀に

¹¹ 1910年代の台湾総督府の調査記録もまた「北部地区のタイヤル族の粟、黍は冬に種まきをし、夏に収穫をする。陸稻は初夏に種まきをし、秋に収穫する」と記している〔中央研究院民族学研究所訳 1996:102-103を参照〕。

は高度に分化しており、それゆえ済州島民の口述記録からそれが台湾のどの民族集団と特に類似しているとは推断しがたい。とはいっても、東海岸の民族史全体からみて、この史料が15世紀後期の東台湾海域の諸民族の発展の文化類型の参考になるという重要性は疑う余地はないであろう。

III 八重山群島における公文書にみられる漂流事件

前述のとおり、八重山群島は15世紀に入ってようやく琉球王国の支配の版図に入った。北方の琉球王国の成立した歴史はそれほど長くはなく、おおよそ14世紀に各地の豪族を統一して完成した。琉球王国はこの500年の東アジアの歴史において極めて特殊な政体であり、1372年の琉球による当時の明帝国への進貢以来、琉球は形式的には明の属国であったが、明と琉球の関係は基本的には互恵的な貿易のために、実質的な内政の支配がなかった。名目上は琉球の国王は明国の冊封を受け、明国の書体などを採用した。また一方で、1609年の北方の鹿児島の薩摩藩の率いる軍隊によって、武力により琉球王国は屈服させられ、その後薩摩藩は役人を首府に常駐させ、実質的に琉球王府の貿易を独占し、琉球を薩摩藩の実質上の属国とした。つまり、政治体制の属性の上で、その宗主国との統治形態には虚と実があり、琉球王国は二重の宗主国のある擬似独立国家であり、薩摩藩は背後で実質的に政治経済や外交をコントロールする宗主国であった。

この種の政治的状況は南部の八重山群島ではさらに難しく、明国の力は終始八重山群島には及ばなかつたが、琉球王国には厳密な統治を受けており、また琉球の上の薩摩藩の監視下にあつた。このような二重統治の状態が、19世紀後期の日本の明治政府が琉球国王の廢止と沖縄県の設置までずっと続いた。だからこそ行政の体制の上では1628年に琉球王府は初めて宮古島に役人を常駐させ、ついで1632年には八重山に常駐させた。その後、1879年の沖縄県の設置にいたるまでの250年の間、八重山群島を統治する役人は一方で首里から派遣された役人として公務の処理や貢租の確保を負うとともに薩摩藩の貢租の上納も負っていた¹²。一方で首里から派遣された役人は、外国船舶の接岸を取り締まっており、八重山群島が明や清その他外国船舶の貿易によって牛耳られないように監視していた。このような理由で、当地に駐留している行政機構は上に毎年八重山群島で起きた各種の事務を報告しなくてはならなかつた。こうした事務記録が『八重山島年來記』であり、また17世紀から19世紀の社会動態を研究する上で最も重要な史料である。

この『八重山島年來記』の文体は、編年記事の形式で（年代の大部分は明清の皇帝年号と干支で、琉球国王年号を使っている場合もある。以下、本稿では西暦に換算している）薩摩藩が使っていた古文書体で書かれている¹³。詳細な記事は1629年から1817年までの189年間に合計463件の事件を記録している。これらの記事は内容は様々なものを網羅しているが、大部分は型どおりの首里の役人と薩摩の役人の人事の名簿、貢租の徴税情況、その時の天災、疾病などの流行の記載が最も多い。注意したいのは、その中で66件が船舶がこの地に着いたか島外に出て行ったといった漂流にかんする記録で、これらはかなりの紙幅を占めており、琉球と薩摩が船舶の漂流事件をどのくらい重視していたかということを見ることができる。これらの史料から、与那国島と台湾

¹² 薩摩藩の悪税は「人頭税」と呼ばれ、15歳以上50歳以下の男女にはすべて課税され、労働させられた。課税の内容は、米、粟、布が主である。八重山の人頭税制度は1879年の廢藩置県後も続き、1902年になってようやく改められた【参照 宮良 1975:33-38】。

¹³ 『八重山島年來記』にはいくつかの写本がある。本稿は沖縄県沖縄県史編集所編（1987）に依拠している。

の漂流記録にかんして分析する価値があると筆者が思うところを時間的な順序にしたがって訳出してみたい^{訳注4}。

- 1648年 一、波照間島之内、平田村百姓男女四五拾人程、大波照間与申南之島江欠落仕候、右付、波照間村松茂氏・波照間首里大屋子守恒氏・石垣親雲上船乗船より乗合上国仕候処、越度有之役儀被召迦罷下り候砌、南之島漂着、彼役石垣親雲上始、船中人数ハ次丑春与那国江参着、夫より帰島為仕由候
- 1659年 一、与那国島江阿蘭陀船破損付、為跡見島袋親雲上同年被罷下次丑夏御帰國
一、波場名村住宮良親雲上、琉球より下り之砌、南島江漂着、次丑四月与那国島江参着、夫より帰島仕候
- 1731年 一、石垣親雲上乗船之儀、帰帆之砌、慶良間・渡嘉敷泊之外より被吹放、台湾江漂着、次子春福建江被送届、同七月七日唐船拝借帰、唐船頼船ニ那霸入津、乗人数抱瘡煩付、奥武之山江召籠快氣ニ、八月ニ那霸江参出、地船より十月帰島仕候

上述の3項の記録のうち、前の2つの項で注目されるのは「南の島」とはいったいどこであろうかということである。時代からみると、薩摩藩の支配下に入ってそれほど経っていないころで、薩摩藩が課す重税に耐えざるを得ず、村民が結託して集団逃亡を図っていた可能性が高いと理解することができる。しかし、波照間島は八重山群島の最南端の島で、他の八重山群島の大きな島は役人の管理下にあり、かつ明らかに波照間島より大きな島であることを強調している。その島は台湾島に違いないと筆者は考える。

この見方を支持するもう一つの点は、1659年の漂流者と同じで、彼らは帰国する時にみな翌年の春に与那国を経由して帰っているということである。その島と与那国島が最も接近していない限り、与那国島から帰ったりはしないであろう。与那国島と最も近い大きな島というと地理上それは台湾島である。また、動力のない時代、春夏を待つて（農暦四月）、やっと風力をを利用して帰ることができた。さらに一步話を進めて、もしも与那国島と台湾島の間にある程度の相互認識と理解がなかったとしたら、偶然に役人が二人とも与那国島を通って帰ることを知っていることはありえないだろう。しかも長い間「南の島」で安全に滞在し、現地の住民に殺害されることもなかったのである。

実際、台湾の東海岸の民族が外来の漂流者を殺すという事件は、歴史のなかで時折耳にする。伊能嘉矩は『台湾蕃政志』のなかで、1628年のスペイン船カルバハル号（Carbajal）が卑南の付近の「蛮地」に漂着し、乗組員が殺害されたということを記載している。また、1632年に一艘のカンボジア船が台湾の基隆を出て、ルソン島のマニラに行く途中、台風に遭い今の宜蘭一帯に漂着し、船員50名がクバラン人によって全員殺害されたという事件も発生したことを記録している¹⁴。このように見ると、同じ時期に八重山群島の人々が漂流した事件や、彼らが南方の島々の人々に殺された記録はどうしてないのか、むしろ不思議に思えるであろう。確証はないにせよ、

[訳註4] 原典の沖縄県沖縄県史編集所編（1987）の候文に戻し、読点を付した。

¹⁴ 伊能（1904:55-56）を参照、また近代史上有名な1874年の琉球の宮古島島民が牡丹社で殺害された事件については藤井（1992）を参照。

八重山と台湾の双方の住民だけがお互いをよく熟知しており、友好的な状態であったということではなければこれは理解しがたい。また、八重山の島々に伝わっている起源神話のなかに、与那国島には起源神話があり、それによると「人は南方からこの地にやってきた」[池間 1959] という。後にこの島が住みよいことを発見した住人は、家族をつれてそこに住んだ。けれども口頭伝承では、明確な時期の記録はない。この伝説においては、与那国島の地理空間の認識のなかに、南の島々の存在があるということが推測できるにすぎない。

また、もしも台湾の歴史の発展過程から証明するすれば、我々は1648年と1659年、台湾の西部がオランダの統治下にあったころ、二つめの記録のなかに、「阿蘭陀」船舶が破損したという記述を見つけることが出来る。これはオランダであることは間違いないが、オランダ行政の力はまだ台湾島東部には達していなかった。また、いわゆる「台湾」という名詞が正式に使われたのも1684年の清の康熙の時代に正式に決定したもので、福建省に隸属していた。そのため、我々が三つの記録を読むとき、このとき既に雍正年間に入っていて、八重山群島について言えば台湾はすでに一つの名前を持った島として認識されていたことがわかる。当時のいうところの台湾は今日の台南を指しており、当時の引渡しの慣例に従えば、まず、福建に送られて身分を証明した後、琉球王府に身柄を帰されることとなる。この文章は1713年の記録で『八重山島年來記』のなかで唯一みられる「台湾」の名称のある文章である。この後、台湾との相互的往来の記録は二度と出てこない。

同書のなかの他の与那国島の漂流記録は下記のいくつかであり、要約して列挙しておく。

- 1714年 八重山群島の役人が与那国島から廣東の新村に漂着。
- 1719年 日本の紀州の人が船を破損し、与那国島に漂着。
- 1737年 与那国島の役人が石垣島から与那国島に行く時、北部の久米島に漂着。
- 1740年 八重山の役人が石垣から琉球王府に行く時、与那国島に漂着。
- 1744年 与那国島から出帆した宇良という役人が行方不明。
- 1753年 与那国島から貢納米を積んだ船が、大風に遭い、風に乗って漂流した結果、鹿児島に着いた。
- 1771年 理由不明であるが、与那国島のボートに乗った小役人10人が黒島に漂着。
- 1816年 琉球王府から清国に進貢した小唐船一艘が与那国島に漂着。

以上が『八重山島年來記』のなかから抜粋した与那国島関連の漂流事件の記録である。こうした記録は、八重山群島の役所の調査を通じた後の資料なので信頼できるものである。記録の大部分は役人の漂流事件であり、上への報告の必要性があったためである。このことから、身分のない一般の漁民や農民がしかたなく漂流した事件などは記録されなかつたであろうし、おそらく多すぎて記録できなかつたであろう。また、それが故意であるかどうか、海禁政策のなかで密貿易や偽装漂流などはこうした記載のなかに入れることは難しかつたと思われる [濱下 1993:119-120]。最後に、漂流の方向からみると、様々な方向があつて、一定の経常的な経路がない [国分 1978:6-10, 廖風德 1988:205-208]。この事実は、東海（東シナ海）と太平洋を結ぶこの海域の潮流や気候の不安定さのほか、自然な状態においても16世紀以前の目的のある移動あるいは目的

のない漂流の頻度は、我々の理解の範囲を超えていることを示している。こうした「海上の道」における様々な社会・文化の交流は我々の想像を超えているのであろう。

IV 八重山群島当局による対外漂流船舶の取締規程

前述したように、琉球王国は形式上、明、清に朝貢していたが、実際の目的は国際貿易を進めるためであった。琉球は東南アジアや日本から物品を輸入しそれに自分の物産を加えて進貢の名目で福建などに行って貿易を行っていた。明清の両国もまた、「冊封」の形式的名目で琉球に特使を派遣して貿易を行っていた。進貢と冊封に用いる百人乗りの大型船を琉球は造る事ができず、明國を頼って造ってもらわざるを得ず、こうした特定の船を「進貢船」と称しほかの「唐船」とは区別していた。14~15世紀の間、明朝の冊封体制、朝貢貿易、海禁政策のなか、琉球は東アジアの中継地として繁栄していた [曹永和 1988b:621-622]。しかし、東アジアにおけるこの種の国際貿易形態は薩摩藩の熾烈な競争を受け、終に1609年薩摩藩は琉球王府を正式に投降させた後すぐに、琉球は対外貿易権を譲り渡さなければならなくなってしまった。薩摩藩は進貢船以外の外国船舶と琉球の貿易を禁止しただけではなく、琉球の対中貿易品を薩摩に向けたものだけに制限し、またその中間の利益を貪るようになった。明、清との衝突を避けるため、薩摩の植民統治は中国や他の外国に知られないよう隠匿された情況で進行した。中国の「冊封使」が首里に来るたびに、薩摩の役人は田舎に移って身を隠し、半年もの間、隠れていた。

17世紀から19世紀にかけて薩摩藩は巧妙に琉球王国の内政と外交を統制し、その最大の利益を得ていた。また、薩摩藩はその利益を江戸の徳川幕府に上納しなくてはならず、その内政と外交は幕府による指示を受けていた。そのため、1630年代に江戸幕府の鎖国体制が確立した後、薩摩藩に属した琉球王国も江戸の鎖国の指示を執行し、藩内の人間の海外渡航や清国、朝鮮、オランダ以外の外国船籍の到来を禁止した。

鎖国体制の最大の目的は、江戸幕府が対外貿易を統制し、占有するということのほか、ヨーロッパからのキリスト教の伝道を厳格に取り締まるということであった [参照 荒野 1987:183-226]。琉球王国におけるこうした鎖国体制の実施は、王府を動員し行政機構全体に海防について監視させるというだけではなく、外国船の漂着事件の多い八重山群島では、さらに特別に役人を派遣して異国船についての事務にあたらせることになった。初期には薩摩藩が直接に兵を駐屯させ、密貿易を厳しく取り締まつたことすらあった。

鎖国体制下の詳細な執行規程について、薩摩は琉球政府を通じて種々の禁令と指示を颁布しており、こうしたものは漂流船舶、来航船舶にかんする在外駐屯団体の取締規程のなかに最も具体的に表れている。以下で筆者が分析しようとしている最後の一篇の台湾にかんする史料で、それは琉球王府が八重山群島に駐留している団体の外国船取締規程である。規程中の細目をみると、八重山群島の住民と外界世界（台湾島を含む）との接触の形態を推察することができる。こうした外来船舶は「進貢接貢船」、「唐船」、「朝鮮船」、「異国船」、「日本の他領の船」、「南蛮船」、「阿蘭陀船」（オランダ船）に分けることができ、当時の琉球王国の東アジアの国際政治における微妙な位置のため、就航の目的は、通商あるいは漂着・破損であり、様々な複雑な規程で処理されている [糸数 1988参照]。

この史料の全名称は『進貢・接貢船・唐人通船・朝鮮人乗船、日本他領人乗船、各漂着並破船之時、八重山在番々役勤職帳』といい、様々な国籍の船とその目的とに区分されており、全部で20件ある。今日残っているのは1813年の手抄本の記録であるが、この政策は17世紀からすでに執行されており、そのため一般にはさらに早い時期から類似の取締規程がすでに用いられていたと考えられている。以下は石垣市史編纂室が私家文書のなかから整理した史料【石垣市総務部市史編纂室 1993:1-51】に依拠して分析を進めた。その中の二つの規程が直接に「高砂」について触れており、これは当時の江戸幕府が台湾島について使っていた呼称である。

この二つの規程の名称は「唐人乗船、朝鮮船漂着仕候時之公事」および「唐人乗船、朝鮮船破損之時勤之次第」である。この史料の各規程の事項のなかから、役人の漂流船舶に対する警戒した姿勢を見ることができる。客観的な資料、例えば、どこから来たのか、何が原因で漂流してそこに着いたのか、何人乗っているのか、貨物はどれくらいかなどの来船の詳細な記録のほか、八重山の役人が漂着した者を上陸させることを厳禁し、よしんばやむをえず上陸させたにせよ、役人に見張りをさせるべきことなどが繰り返し命じられている。また、漂流者と地元民が接触すること、ましてや交易することなどが厳重に取り締まられるべきであることが述べられている。しかし、このようであっても「唐物」にかんする密貿易は頻繁に発生し、統治の役人は頭を痛めながら、取締りを強化していた¹⁵。そのため、「唐船」か「朝鮮船」が補給を必要とした場合でも、あまりよい待遇ではなく、当局はこれらの船が正常に回復したらできるだけ早く出て行ってほしいと考えていた。

「高砂」から着いた「唐船」についての二つの文章（二つの内容は同じ）は、特別に以下の注意事項を指示しており、検討に値する。

高砂を出発した唐船にはキリスト教の信者がいる。普通の唐船にキリスト教徒の乗客がいると、特に彼らが布教しないように警告しなくてはならない。キリスト教徒が所持している道具、人相書などは仔細に検査する。人相書は南蛮船の絵の裏に付けておき、所持している道具も裏側に記録する。

この規程は台湾の船舶が「唐船」の類別に入れられていることを示しており、すべての唐船、朝鮮船の処置事項のなかで唯一キリスト教の布教の禁止にふれている箇所である。他は南蛮船とオランダ船の漂流船の処置の規程にだけ、キリスト教の流入の禁止にかんする事項がある。この点から、当時の八重山群島の当局は、台湾から来る船はキリスト教を秘密裏に宣教するものあるいはキリスト教徒の物品を密貿易する中継をしていると認識していたことは明白である。筆者は他の文献から台湾船舶がこのように取り締まられたという記載を見つけることができなかつたが、このような認識がどうして生まれたかということについてさらに考えてみる必要があるだろう。

実際、16世紀末から17世紀以後、ヨーロッパ市場は東アジア諸国に対して貿易の要求を日々強めていき、明、日本、朝鮮の海禁政策のなか、台湾は東シナ海の新しい貿易中継点として役割を果たすようになった。もちろん、ポルトガル船は日本に行き、明国船はフィリピンに行き、スペイン船はメキシコとフィリピンの間を往来するなか、台湾はまさにこうした航路の中継地点にあつ

¹⁵ 『唐物締方之儀ニ付勤之次第』 p. 6 を見よ。また、条文のなかで琉球の役人は日本と関係がないように装った。もしも、唐船または外国船がそこに漂着し、日本の船が付近にある時は、すみやかに海岸に行って漂流船が見えないように隠さなければならない。海岸付近の漂流船では、日本の歌を歌うこと、日本の年号を使うこと、日本の金錢を使うことは禁ずる【石垣市総務部市史編纂室 1993:1-51】。

た [曹永和 1988b:625]。オランダ人、スペイン人もまたこうした条件を見極めて積極的に植民地経営を進めていった。植民地主義にともなって、もう一つの宗教信仰上の目的も看過できなくなり、特にスペインの殖民者の布教は最も熱心だった。

スペインはそれまで続々とたくさんの宣教師を台湾に派遣していた。イエズス会、ドミニコ会の宣教師たちが台湾に来て学校を経営していた。その目的は当地で宣教をすることのほかに、中国や日本に宣教する宣教師の養成もあった。最も有名なドミニコ会の宣教師ハシント・エスキベル (Jacinto Esquivel) は1629年に台湾に学校を作った。彼は日本に潜入して宣教したいと考え、1630年に『日西辞典』を編纂し、また台湾の淡水の土語の辞典も編纂した。1633年に彼は日本に潜入しようと唐船に乗り込んだが、船員に殺害され、死体は岸に棄てられた [中村 1951:25-61]。この事件の少し前、ルソン島のマニラから来航したスペイン籍神父が石垣島に上陸したが、当地の人たちが彼を家に招待した時、王府の怒りに触れ、家族とともに流刑に処せられ財産を没収された。10年後、彼は流刑の地で、薩摩藩にさらに火あぶりの刑に処せられ、弟も火あぶりになって殺されるという運命となった。この事件は前述の『八重山島年來記』のなかに記載されており、当地での一大事件であったと思われる。言い換えれば、八重山島民が唐船に潜入したり、キリスト教徒が入ったりすることにかなり警戒がされていたということである。台湾の唐船のなかにキリスト教徒が潜入していないかどうかという懐疑が前述のような事件を引き起こしたかも知れない。

このほかに18世紀の初め、フランスの宣教師ド・マイヤ De Mailla (中国語名 馮秉正) が、台湾に地図を描くために来た時、観察したところによれば、台湾にはすでにキリスト教徒がいたようで、それは漢人ではなく原住民であった [方豪 1969]。しかし、これは17世紀にオランダ人が新港、台南で宣教した時に残った信徒であったであろう [伊能 1904:55-56]。彼らは日本に宣教する意志はなく、中村孝志は17世紀中葉以降、オランダとスペインが台湾から勢力を撤退していくにつれて、台湾のキリスト教は二百年の暗黒期に入ったとしている。それは19世紀以降の英國長老派教会が再度台湾に入って布教を始めるまでずっと続いた [曹永和 1988a:59-60]。同じ頃 (19世紀中葉以後)、欧米列強はその船と大砲にうつたえて、不斷に琉球王国との通商、宣教を要求し、江戸の統制下にある鎖国体制をこじ開けようとしていた [大熊 1971参考]。それゆえ、前述した1803年の手抄本史料の後は、「異国船」にかんする新しい取締規程はない。そうであったとしても、こうした取締規程から見えてきた事柄から、鎖国体制下で八重山群島は海防の要地となり、そのため公文書史料には、八重山群島と台湾島の意識的往来の記録がないのだと説明することができる。

V 結論 環台湾東海の島嶼民族史の再考

以上で述べてきたことを総括する。本稿では集団の漂流と移動にかんする性質の異なる3つの史料を使い、前近代の台湾と八重山群島の民族接触および様々な社会・文化的関連性のある材料を分析してきた。まず、一つ目の朝鮮済州島の漂流者の記録は、15世紀の琉球の南北二つの文化圏の差異が現れているだけではなく、与那国島を代表とする八重山諸島の持つ南方民族の社会・文化的基層があることを示している。特に生活技術、農業・生態的な視点から論証しようとする

と、極めて強い台湾島との関連性が見られた。あるいは、15世紀当時の与那国島と台湾島は同じ類型の社会・文化の発展の歴史的過程の上にあったといつてもよい。

二つ目の八重山群島の公文書の編年史記録からは、筆者は17世紀から18世紀初頭、もしも「南の島」が台湾を示しているというのが間違なければ、八重山群島あるいは与那国島の人々からみれば、台湾はあたかも容易に往来できる近所と同じで、困難な情況に遭うと逃げることのできる場所であった。少々言い過ぎになるかもしれないが、台湾は、船舶が漂流した時、暫く身をおく大きな島であり、潮流と季節風が良くなるのを待ってまた帆を揚げて帰るといったところだったのである。

おそらく、18世紀から19世紀の間はこの種の穏やかな関係は記録には現れなかつたであろう。反対に、この3つの史料のなかで示されているのは非常に警戒した緊張関係である。薩摩藩の勢力範囲の統制下にあった琉球王国、またその薩摩藩も江戸幕府の統制下にあり、琉球王国に統制されていた八重山群島は東アジア島弧の社会秩序のなかでは辺境中の辺境の位置にあった。このことは八重山群島と台湾の間に往来がなかつたということを示しているわけではなく、当局の統制の下では、私的な往来や密貿易だったため彼らは自ら記録を残さなかつたということである。これらのことばは台湾の記録のなかにだけ示され、台湾島への来航は結局当局の注目の的となり、当局は犯罪を特別に警戒するようになった。台湾の内部史料にはたくさんの考えさせられる歴史的事実が残っており、それらはあまり注意されてこなかつた。我々のような外部からの観点と記録が、かえって台湾東部の外海の歴史過程の新しい理解を可能にすることもあるのである。

前述した3つの八重山群島にかんする漂流記録のなかに現れた様々な情報からすると、自然な状態の下では、台湾の東方海上の各島々の間での目的のある、あるいは目的のない漂流の頻度は我々の知る範囲を超えるものである。この種の「海上の道」にあった様々な社会的文化的交流はまた我々の想像の範囲を超えているかもしれない¹⁶。

本稿で分析してきた漂流の史料のなかに現れているものは、環東シナ海の国々が15世紀から19世紀初頭に生んだ海上での複雑な相互関係の一部であり、このことが東台湾海の八重山群島の住民と台湾のオーストロネシア語族との民族の接触や往来と社会・文化の類縁的関係と繋がっている。この研究において、筆者はこの地域の民族史研究は東アジアの国際秩序のなかにおいてみると必要だと実感した。中国型の華夷秩序、日本型の華夷秩序はどちらもこの島嶼地域の集団の移動に大きな影響を与え、この区域の無文字民族と有文字民族の間に歴史的発展の落差を生み出した。いかにして東台湾海の島嶼民族史を再構築することができるのか？限られた漂流史料での文献研究は当然不十分である。筆者は考古学、民族植物学、遺伝学、言語学および社会・文化の比較など研究のどれもが、これから切り拓いていくべき道があり、学術界が努力していくに値する研究課題であると痛切に感じるのである¹⁷。

¹⁶ 前述の秦貞廉（1939）の北海道民が秀姑巒溪口に漂着した時の記録には、当地のアミ人は一枚の鹿の皮を寝具にしており、漂流者たちは彼らに乾かした稻藁でむしろを編むように教えたという [秦貞廉 1939:29]。

¹⁷ 本稿は1996年5月21日から24日に中央研究院が主催の *Symposia of Culture as well as Biological Affinities among Indigenous People in Taiwan and Southeast Asia.* のために用意した論文を書き改めたものである。会議に参加された各位および「平埔工作會」からは貴重なご意見を戴いた。また、石垣博孝、名城泰雄、許賡瑤、林昌華の各位からは関連文献などについてご教示を戴いた。謹んで感謝を申し上げたい。

引用文献

大熊良一

1971 『異国船琉球来航史の研究』鹿島研究所出版会。

方豪

1969 『康熙五十三年測繪臺灣地圖考』方豪六十自定稿 自印。

中央研究院民族學研究所（編譯）

1996 『番族慣習調査報告書第一卷泰雅族』同所刊行。

中村孝志

1951 「台湾におけるエスパニヤ人の教化事業」『日本文化』30号 pp.25-61。

石垣市総務部市史編纂室

1993 『進貢・接貢船、唐人通船、朝鮮人乗船、日本他領人乗船、各漂着并破船之時、八重山島在番役々勤職帳；写（異国船で来琉の日本人の上陸について）；異国人江返答之心得』
石垣市史叢書4 石垣：石垣市役所。

台灣總督府臨時台灣舊慣調查會

1913 『蕃族調査報告書（阿眉族南勢蕃）』阿眉族馬蘭社 同會刊行。

1915 『蕃族慣習調査報告書第二卷』同會刊行。

伊能嘉矩

1904 『台湾蕃政志』台灣總督府民政部殖產局（1973 古亭書屋復刻版）。

伊能嘉矩、栗野伝之丞

1900 『台湾蕃人事情』台灣總督府民政部文書課。

池間栄三

1959 『與那国の歴史』私家版（再版 1972 与那国町）。

仲宗根将二

1993 「『先島』とは何か」

『第一回先島文化交流会議報告書』先島文化交流会議実行委員会 平良。

糸数兼治

1988 「漂着関係の取締規程について」

『琉球王国評定所文書第一卷』浦添市教育委員会 pp.15-29。

沖縄県沖縄史料編集所（編）

1987 「八重山島年来記」『沖縄県史料』1（首里王府仕置）沖縄県教育委員会 pp.263-316。

佐々木高明

1973 「南島根栽農耕文化の流れ」『南島の古代文化』國分直一・佐々木高明（編）

毎日新聞社 pp.51-87。

1984 「南島の伝統的稻作農耕技術」『南島の稻作文化：与那国島を中心に』

渡部忠世・生田滋（編） 法政大学出版局 pp.29-66。

高良倉吉

1987 「解題」『沖縄県史料（漂着関係記録）』前近代5 沖縄県沖縄史料編集所（編）

沖縄県教育委員会 pp.6-13。

宮良高弘

1972『波照間島民俗誌』木耳社。

秦貞廉 編

1939『享和三年 癸亥漂流台湾チョプラン嶋之記』 台湾総督府図書館内台湾愛書会。

馬淵東一

1974 (1952) 「沖縄と台湾—伝承における関連と無関連—」

『馬淵東一著作集』第二巻 社会思想社 pp.485-492。

梁嘉彬

1965『琉球及東南諸海島與中國』私立東海大學 臺中 中華書局。

曹永和

1988a「明洪武期的中琉關係」『中國海洋發展史論文集』第三輯

張炎憲 (編) 中央研究院三民主義研究所 pp.283-312。

1988b「環シナ海域交流史における台湾と日本」

『鎖国日本と国際交流』(上) 箭内健次 (編) 吉川弘文館 pp.611-639。

国分直一

1978「海上の道—海流・季節風・動物をめぐって」

『海上の道：論集』国分直一 (編) 大和書房 pp.6-40。

鳥居龍藏

1976 (1902) 「紅頭嶼土俗調査報告」(1976『鳥居龍藏全集』第11巻 朝日出版社)。

渡部忠世

1984「八重山の稻の系譜—蓬萊米と在来稻」『南島の稻作文化：与那国島を中心に』

渡部忠世・生田滋 (編) 法政大学出版局 pp.67-91。

黃智慧

1993「與那國島的起源神話初探」

中央研究院民族學研究所「神話與傳說」研討會會議論文。

1994「東方海上的另類遭遇：與那國島與台灣」『宜蘭文獻』第19期。

黒潮文化の会 (編)

1980『黒潮の民族・文化・言語』角川書店。

荒野泰典

1987「日本型華夷秩序の形成」『列島内外の交通と国家』日本の社会史第1巻

網野善彦 (編) 岩波書店 pp.183-226。

廖風德

1988「海盗與海難：清代閩台交通問題初探」

『中國海洋發展史論文集』第三輯 張炎憲 (編) 中央研究院三民主義研究所 pp.191-213。

濱下武志

1993「東アジアにおける『ひと』の移動と琉球」

『第一回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』沖縄県立図書館 pp.105-126。

藤井志津枝

- 1992 『近代中日關係史源起：1871～74年』 金禾出版社 台北。
- Childe, V. Gordon
1957 *The Dawn of European Civilization*. Routledge & Kegan Paul.
- Sahlins, Marshall
1985 *Islands of History*. University of Chicago Press.
- Wolf, Eric
1982 *Europe and the People without History*. University of California Press.

【訳者引用文献】

- 池谷望子・内田晶子・高瀬恭子（編訳）
2005a 『朝鮮王朝実録 琉球史料集成【訳註篇】』 榎樹書林
2005b 『朝鮮王朝実録 琉球史料集成【原文篇】』 榎樹書林

【参考】

『朝鮮王朝実録』の表記対照（本文中の下線部分を参照）
(傳) は著者による傅斯年図書館本の表記、(池) は池谷らによる表記

無し (傳) → 「其の俗、島を謂いて是麼と為す」 (池)

* 「閔伊是麼」のうち現地では是麼（シマ）と呼ぶことを言つており、この島の名が「閔伊」島であることを示している。与那国島であることは伊波普猷の比定 [池谷ら 2005a:241]。

全非衣 (傳) → 金非衣 (池) *人名

筋 (傳) → 筋 (池) *筋は箸のこと

搏 (傳)、博 (傳) → 搶して (まるくして) (池)

藁 (傳) → 藂火 (池)

熟 (傳) → 熟 (池)

蕪 (傳) → 篓 (池)

* 「籜はさけこし。原文は蕪と誤る」 [池谷ら 2005a:242] とし、原文自体が誤りと池谷らは判断している。

崖邊 (傳) → 崖厓 (池) 崖厓は「きり立った崖のふちの比較的浅い岩穴」 [池谷ら 2005a:244]。

[謝辞]

なお、本文中の泰貞廉（1939）は稀観本であり、日本の図書館ではほとんど見ることができない。本文中の引用箇所は黄智慧氏本人から原文の日本語をメールで送つて頂いた。台湾原住民地域に2009年8月8日に襲いかかった台風による大災害の救援のため大変忙しくされている中、原稿のチェックもして頂き、細かな修正も頂いた。翻訳の責は訳者にあるが、記して感謝申し上げる。